

愛媛県沿岸漁業改善資金取扱要領

【昭和54年12月25日 水第701号】
《最終改正 令和4年7月15日 4漁政第127号》

第1 趣旨

沿岸漁業改善資金の貸付事務については、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号。以下「貸付規則」という。）に定めるもののほか、この要領によって適正かつ円滑に処理するものとする。

第2 資金の期間、借受主体、貸付内容等

1 経営等改善資金

本資金は、最近における沿岸漁業の経営の状況にかんがみ、適正かつ効率的な沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために、普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を促進しようとするためのものである。

(1) 借受主体

本資金の主たる借受主体は、沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者及び促進事業者である。

(2) 操船作業省力化機器等設置資金（貸付規則第2条第1項の表第1号に掲げる資金）

ア 貸付の条件

本資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、漁船の操船作業の省力化を促進するためのものである。この資金の貸付けは、自動操だ装置、遠隔操縦装置、レーダー、自動航跡記録装置、GPS受信機又はサイドスラスターの設置につき行われる。ただし、自動操だ装置、遠隔操縦装置又はサイドスラスターの設置に係る漁船が、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の適用のある漁船であるときは、同法第5条第1項第3号の臨時検査、同項第1号の定期検査又は同項第2号の中間検査（以下「臨時検査等」という。）を受け、これに合格することを貸付けの条件とする。

なお、当該機器等に係る漁船が、同法第2条第1項の適用のない漁船であるときは、当該機器等が同法第6条第3項の予備検査を受け、これに合格すること、又は当該機器等に係る船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。

イ 貸付対象となる機器及び基準等

この資金の貸付けの対象となる機器は、次に掲げるとおりである。なお、(エ)及び(カ)については、原則、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが奨励されていることを考慮し、適切な貸付けを行うものとする。

- (ア) 自動操だ装置
- (イ) 遠隔操縦装置
- (ウ) レーダー
- (エ) 自動航跡記録装置
- (オ) GPS受信機
- (カ) サイドスラスター

ウ 貸付限度額

貸付限度額は、最高500万円とされているが、これは機器等の各種類を複数又は重複して設置する場合の限度額であり、例えば、自動操だ装置1台（当該装置の貸付限度額100万円）、自動航跡記録装置1台（当該機器の貸付限度額120万円）とレーダー1台（当該機器の貸付限度額180万円）を設置する場合の貸付限度額は、400万円（100万円+120万円+180万円=400万円）であるが、自動操だ装置1台、遠隔操縦装置1台（当該機器の貸付限度額50万円）、レーダー1台、自動航跡記録装置1台、GPS受信機1台（当該機器の貸付限度額130万円）と

サイドスラスタ 1 台（当該機器の貸付限度額 400 万円）を設置する場合の貸付限度額は 500 万円（100 万円+50 万円+180 万円+120 万円+130 万円+400 万円=980 万円→500 万円）となる。

エ 貸付内容

機器等の購入費用のほか、工事費（当該機器等設置について船舶安全法第 5 条第 1 項第 1 号の定期検査、同項第 2 号の中間検査、同項第 3 号の臨時検査又は船舶安全法施行規則第 65 条の 6 の準備検査を受ける場合にあつては、当該検査手数料を含む。）が含まれる。

(3) 漁ろう作業省力化機器等設置資金（貸付規則第 2 条第 1 項の表第 2 号に掲げる資金）

本資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、漁ろう作業の省力化を促進するためのものである。

この資金の貸付は、動力式つり機、ラインホーラー等の揚縄機、ネットホーラー等の揚網機、漁業用ソナー、カラー魚群探知機、海水冷却装置、巻取りウインチ、放電式集魚灯、漁業用クレーン、漁獲物等処理装置、海水殺菌装置又は潮流計の設置について行われる。

ア 貸付対象となる機器及び基準等

この資金の貸付の対象となる機器は、次に掲げるとおりである。なお、(ロ)及び(サ)については、原則、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが奨励されていることを考慮し、適切な貸付を行うものとする。

- (ア) 動力式つり機
- (イ) ラインホーラー等の揚縄機
- (ウ) ネットホーラー等の揚網機
- (エ) 漁業用ソナー
- (オ) カラー魚群探知機
- (カ) 海水冷却装置
- (キ) 巻取りウインチ
- (ク) 放電式集魚灯
- (ケ) 漁業用クレーン
- (コ) 漁獲物等処理装置
- (サ) 海水殺菌装置
- (シ) 潮流計

また、漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないので留意すること。

イ 貸付内容

機器等の購入費のほか工事費を含む。

(4) 補機関等駆動機器等設置資金（貸付規則第 2 条第 1 項の表第 3 号に掲げる資金）

本資金は、操船作業省力化機器等及び漁ろう作業省力化機器等を駆動し、又は作動させるための機器等の導入を促進するためのものである。

この資金の貸付は、補機関（動力取出し装置付きの推進機関を含む。以下同じ。）又は油圧装置の設置について行われる。ただし、補機関及び操船作業省力化機器等を駆動し、又は作動させるための油圧装置を設置する場合にあつては、(2)のアのただし書きの例による。

ア 貸付対象となる機器

- (ア) 補機関
- (イ) 油圧装置

イ 貸付内容

工事費が含まれる。

(5) 燃料油消費節減機器等設置資金（貸付規則第 2 条第 1 項の表第 4 号に掲げる資金）

本資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、燃料油の消費が節減される機器等の導入を促進するためのものである。

この資金の貸付は、漁船用環境高度対応機関、定速装置又は発光ダイオード式集魚灯の設置について行われる。ただし、漁船用環境高度対応機関又は定速装置を設置する場合にあつては、(2)のアのただし書きの例による。

ア 貸付対象となる機器及び基準

この資金の貸付の対象となる機器は、次に掲げるとおりである。なお、原則、型式認定を受けたものが奨励されていることを考慮し、適切な貸付を行うものとする。

- (ア) 漁船用環境高度対応機関

- (イ) 定速装置
- (ロ) 発光ダイオード式集魚灯

イ 貸付内容

工事費が含まれる。

ウ 事業費の範囲

機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。

なお、付属品の範囲については、機関の本体が機能するのに必要な付属機器等とする。

(6) 新養殖技術導入資金（貸付規則第2条第1項の表第5号に掲げる資金）

本資金は、農林水産大臣が定める基準に基づき農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うものについて必要な資金を貸し付けるものである。

ア 「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりとする。

- (ア) 沿岸漁業従事者等が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
- (イ) 沿岸漁業従事者等が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入に係る普及度が十分でないこと。
- (ロ) 沿岸漁業従事者等が行おうとする当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。
- (エ) 沿岸漁業従事者等が導入しようとする当該養殖技術に関する大学その他の研究機関における基礎研究又は応用研究の成果が明らかであること。
- (オ) 沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術について、現地において実証試験が既に行われていること。

イ 「農林水産大臣が定める種類」は、次のとおりとする。

区 分	種 類
魚 類	あいご、あいなめ、あなご、あまだい、あゆ、いさき、いしだい、うなぎ、かれい、きす、さより、すずき、てらびあ、どじょう、なまず、にべ、とらふぐ、はぜ、はたはた、はまふえふき、ひらめ、ぶだい、べら、ペリヤジ、ぼら、まぐろ、めじな、あじ類、かさご類、きゅうりうお類、こい類、さけ類、たい類、はぎ類、はた類
貝 類	あかがい、あさり、あわび、いがい、かき、さざえ、さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶし、とりがい、ばい、はまぐり、ほっきがい、みるくい、いたやがい類
藻 類	あらめ、いぎす、くびれずた、こんぶ、のり、ひじき、ふのり、ひとえぐさ、まつも、もずく、わかめ
甲 殻 類	いせえび、がざみ、けがに、しゃこ、ずわいがに、てながえび、ほっかいえび、もくずがに、ぬかえび、くるまえび類
頭 足 類	いか、たこ
そ の 他	いわむし、うに、えらこ、ごかい、すっぽん、なまこ、ほや

ウ 「農林水産大臣が定める養殖技術」は、次のとおりとする。

- (ア) 沖合養殖技術
- (イ) 沈下式又は浮沈式の生けすによる養殖技術
- (ロ) 移動式の生けすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術
- (エ) 淡水魚の海水じゅん化に係る養殖技術
- (オ) 養魚用水の循環利用による養殖技術
- (カ) 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術
- (キ) 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

エ 貸付対象及び基準

本資金の貸付に係る基準、水産動植物の種類及び養殖技術は、上記ア、イ、ウに掲げるとおりであるが、この資金の目的が、普及度も低くその普及を促進する必要のある養殖を奨励することであることにかんがみ、水産動植物の種類を選定等の際し、当該水域における当該水産動植物に係る養殖の普及度を十分考慮して適切な貸付けを行うものとする。

オ 貸付内容

本資金の貸付内容は、当該導入に係る養殖技術により養殖を行うのに必要な養殖施設の設置費用、種苗の購入又は生産費用、餌料の購入費用等である。

(7) 資源管理型漁業推進資金（貸付規則第2条第1項の表第6号に掲げる資金）

本資金は、水産資源の適正な管理の下で当該水産資源の合理的かつ総合的な利用を促進するためのものである。

ア 貸付条件

(ア) 沿岸漁業従事者等が、水産資源の適正な管理を目的として、次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。

- a 漁業法（昭和24年法律第267号）第17条第1項の設定を受けた漁獲割当割合
- b 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定

c 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の3第1項の認可を受けた資源管理規程

d 漁業法第125条第1項の認定を受けた協定

e aからdまでに準ずる取決めであって、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画等」という。）に基づいて、水産資源の管理のための措置を行おうとする水域において、水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下この項において同じ。）を行うこと。

- ① 管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類
- ② 水産資源の管理の方法
- ③ 資源管理計画等の有効期間
- ④ 資源管理計画等に違反した場合の措置
- ⑤ その他必要な事項

(イ) 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(ロ) 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。

(ハ) 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。

(ニ) 当該取決めは、資源管理の対象となる水産資源を利用する漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる水産資源の生物的特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。

(ホ) 当該取決めに基づく資源管理措置は、網目規制等の漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定等操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等により行うものであること。

(ヘ) 低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上は、当該資源管理の対象資源等の特定の資源に対する過度な漁獲圧力を緩和し、この漁獲努力を資源量が豊富であるにもかかわらず現在利用していないか又は利用度が低い資源の漁獲及び活魚出荷又は加工による漁獲物の付加価値の向上に振り向けるものであること。

(ヘ) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、水産資源を合理的かつ総合的に利用するものであればよいこと。

(コ) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

イ 貸付内容

本資金の貸付は、資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置、低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の

購入又は設置及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための設備（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置について行われる。

(8) 環境対応型養殖業推進資金（貸付規則第2条第1項の表第7号に掲げる資金）

本資金は、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を推進するためのものである。

ア 貸付条件

(ア) 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的として、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法の改善並びに薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして、次に掲げるいずれかの取組がされること。

a 沿岸漁業従事者等が、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組

b aに準ずる取組であって、次に掲げる事項を定めた取決めに基づく取組

- ① 改善の対象となる養殖漁場及び養殖魚の種類
- ② 養殖漁場の改善の方法
- ③ 有効期間
- ④ 違反した場合の措置
- ⑤ その他必要な事項

(イ) 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(ロ) 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。

(ハ) 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有すること。

(ニ) 当該取組は、湾、浦等漁場を同一とする漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる漁場の環境特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。

(ホ) 養殖密度の適正化は、漁場の環境特性及び養殖魚の生物学的特性を踏まえ、漁場全体としても、また個別養殖施設としても養殖魚の良好な成育環境が確保される養殖尾数とするものであること。

(ヘ) 投餌の内容・量・方法の改善は、生餌からペレット餌料への変更、投餌量の制限等の方法により残餌の堆積を著しく減少させるものであること。

(ニ) 薬品・漁網防汚剤の使用の適正化は、医薬品の使用を制限すること及び漁網防汚剤を使用しないか又は安全性が確認された漁網防汚剤に限定の上使用回数を制限して使用することにより医薬品や有害物質の養殖魚への残留、環境への悪影響を防止するものであること。

(ケ) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、養殖の生産行程を総合的に改善するものであればよいこと。

(コ) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

イ 貸付内容

本資金の貸付けは、養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の設置、養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性生けす、金網生けす、自動網生けす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置及びこれらに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置について行われる。

(9) 乗組員安全機器等設置資金（貸付規則第2条第1項の表第8号に掲げる資金）

本資金は、乗組員の生命又は身体の安全の確保に資するための資金である。

この資金の貸付けは、転落防止用手すり、安全カバー装置（漁船の乗組員が機器等へ巻き込まれることを防止するため、露出した作動部分を覆うためのカバー等をいう。）又は揚網機安全装置（揚網機に体を巻き込まれた際に、緊急に停止し、体を取り外すことができる装置をいう。）の設置について行うものである。

ア 貸付対象となる機器等及び基準

(ア) 転落防止用手すり

- a 甲板室囲壁等に取り付けられるストームレールの設置
- b 室内に設けるストームレールの設置

(イ) 安全カバー装置

- a 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運転部の囲い及びおおい
- b 駆動装置（操だ用を含む。）の運転部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい

(ウ) 揚網機安全装置

イ 貸付内容

本資金の貸付内容は、機器等の購入費用のほか、工事費を含む。

(10) 救命消防設備購入資金（貸付規則第2条第1項の表第9号に掲げる資金）

本資金は、海難等の非常時に備え、救命設備又は消防設備を導入するためのものである。

この資金の貸付けは、救命胴衣、消火器、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置の購入に限り行うものである。

ア 貸付対象となる機器等及び基準

(ア) 救命胴衣、消火器、イーパブ及びレーダートランスポンダ

船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。

(イ) 小型漁船緊急連絡装置

イ 貸付内容

この資金の貸付内容は、設備の購入費用のみである。

(11) 漁船転覆防止機器等設置資金（貸付規則第2条第1項の表第10号に掲げる資金）

本資金は、漁船内の漁獲物の移動、漁船内への海水の浸入等による漁船の転覆又は沈没を防止しようとするためのものである。

ア 貸付条件

この資金の貸付けは、漁獲物の横移動防止装置（魚槽内の仕切りをいう。）又は甲板下の魚槽（甲板上の魚槽を廃し、これに代えて設置するものに限る。以下同じ。）の設置について行うものとする。ただし、甲板下の魚槽の設置が漁船の外板に開孔を設けて行うものである場合には、当該設置に係る漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件として、当該設置に係る漁船が同項の適用のない漁船であるときには準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けることを貸付けの条件とする。

イ 貸付対象となる機器

(ア) 漁獲物の横移動防止装置

(イ) 甲板下の魚槽

ウ 貸付内容

本資金の貸付内容は、機器等の購入費のほか、工事費を含む。

(12) 漁船衝突防止機器等購入資金（貸付規則第2条第1項の表第11号に掲げる資金）

本資金は、近年の沿岸漁場に係る海域における船舶の航行のふくそう化にかんがみ、こうした海域で操業する漁船の衝突を防止するための資金である。

ア 貸付条件

この資金の貸付けは、レーダー反射器（レーダー使用中の他の船舶に対し、自船の位置を明確に把握させるための装置をいう。）又は無線電話（その出力が1ワット程度のものに限る。）の購入又は設置について行うものであり、貸付けに当たっては、その趣旨にかんがみ、特に船舶航行がふくそうする海域において操業する者に対し、優先的に貸し付けるものとする。

イ 貸付対象となる機器等

(ア) レーダー反射器

(イ) 無線電話

ウ 貸付内容

機器等の購入費用のほか、当該機器等を設置する場合には、工事費用を含む。

(13) 漁具損壊防止機器等購入資金（貸付規則第2条第1項の表第12号に掲げる資金）

本資金は、敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイをいう。）の購入について行うも

のである。

ア 貸付対象となる機器等

(ア) 灯火付きブイ

(イ) レーダー反射器付きブイ

イ 貸付限度額

個人にあつては 70 万円、団体にあつては 130 万円とする。

ウ 貸付内容

機器等の購入費用とする。

(14) 5 W D S B 方式無線電話設置資金（貸付規則第 2 条第 1 項の表第 13 号に掲げる資金）

本資金は、このシステムを導入することにより、漁業無線の有効な運用を行い、漁船漁業の安定的発展を図るための資金である。

ア 貸付対象となる機器等及び基準

5 W D S B 方式無線電話（海岸局）送受信装置（持ち運び式は含まない。）

イ 貸付条件

無線免許の取得を貸付けの条件とする。

2 生活改善資金

本資金は、漁家の生活環境が都市等に比べ著しく立ち遅れている状況にあり、このことが後継者難等の一因ともなっており、ひいては労働力不足とも関連して主婦等の労働過重といった問題を生じていることにかんがみ、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う普及指導員（以下「男女共同参画等普及指導員」という。）の活動と密接な関連の下に沿岸漁業の従事者による合理的な生活方式の導入を通ずる自主的な生活の改善を促進しようとするものである。

(1) 借受主体

本資金の借受主体は、貸付規則第 2 条 2 項の表第 1 号及び第 2 号に掲げる資金にあつては、沿岸漁業の従事者である。貸付規則第 2 条第 2 項の表第 3 号に掲げる資金にあつては、沿岸漁業の従事者の組織する団体である。この場合において沿岸漁業の従事者の組織する団体とは、婦人又は 60 歳以上の高齢者であつて現に沿岸漁業に従事しているものがその構成員の過半を占めている団体である。

(2) 生活合理化設備資金（貸付規則第 2 条第 2 項の表第 1 号に掲げる資金）

本資金は、生活の合理化に資する設備又は装置を設置するのに必要な資材を購入するためのものである。

ア 貸付対象となる設備等及び基準

(ア) し尿浄化装置

し尿を長時間ばっ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は、専用モーターを使用してばっ気槽内の汚水をかき拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上、放流する構造を有するものとする。

(イ) 改良便そう

くみ取り式の便そうで、貯留槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。

(ウ) 自家用給排水施設

自家用給排水施設には、動力ポンプが含まれないので留意すること。

(エ) 太陽熱利用温水装置

(3) 住居利用方式改善資金（貸付規則第 2 条第 2 項の表第 2 号に掲げる資金）

本資金は、家族関係の近代化又は家事労働の合理化に焦点を合わせて住居の利用方式を改善しようとするものである。

ア 貸付条件

貸付対象は、建築資材費（工事費及び住居利用の改善上不可欠な家具類の購入費を含む。）とするが、この場合の家具類としては、電気器具類で漁村において長期の信用販売制が確立しているものは、原則として対象としない。また、家具類購入のみを分離して行うことは適当でない。

この資金の目的に沿った住居の利用方式の改善の事例としては、既存の家屋の内部を改造して独立した寝室や子供部屋を整備したり、炊事場又は食事場を改善すること等が考えられ、また、住宅の新增築は、この資金の貸付対象とはしないが、住居の利用改善上やむを得ず部分的

に増築にわたることは、貸付けの対象とする。

なお、既に住宅金融公庫及び独立行政法人住宅金融支援機構からの資金（以下「公庫等資金」という。）の貸付けを受けている者が、公庫等資金による工事と異なる部分について、この資金を借り受けることは差し支えないが、公庫等資金の融資残にこの資金を貸し付けることは適当でない。

イ 貸付対象となる内容

貸付対象となる内容は、既存の家屋内部の改造に限定され、次のように区分するものとする。

- (ア) 居室改善
居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの
- (イ) 炊事施設改善
炊事施設（炊事場、食事室等）に関連するもの
- (ウ) 衛生施設改善
衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの
- (エ) 家事室等改善
家事室等（家事室等、更衣室、土間等）に関連するもの

(4) 婦人・高齢者活動資金（貸付規則第2条第2項の表第3号に掲げる資金）

本資金は、家族関係の円滑化を図る観点から、漁家の婦人又は高齢者が生きがいを持って自主的に共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動を助長しようとするものである。

ア 貸付条件

貸付対象は、機器等の設置費及びこれらの機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、原材料費、資材費等）とする。ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用は、貸付けの対象としない。

なお、漁船に設置し、又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けに関しては、漁船の安全を確保する観点から、第2の1の(2)のアのただし書き及び第2の1の(10)のアの(ア)の規定の例による。

イ 貸付対象となる活動

本資金の貸付対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であって、次の条件を満たしているものとする。

- (ア) 地域の特性を生かした自主的な活動であること。
- (イ) 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。

ウ 生産活動の具体的事例

漁家の婦人又は高齢者が共同して行う生産活動を例示すると次のとおりである。

- (ア) 水産動植物の採捕
10トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動
例：釣り、はえなわ、刺網、採貝草等
- (イ) 水産動植物の養殖
小割生けす、その他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動
例：まだい、わかめ、ひおうぎ等
- (ウ) 水産動植物の加工
当該水域において生産される水産動植物の加工活動
例：干もの、調味加工品、水産物漬物、塩蔵品等

(5) 生活改善資金の運営について

生活改善資金の運営に当たっては、法第8条第2項の規定に留意し、男女共同参画等普及指導員の指導の下に、生活改善の必要性が高く、その意欲も盛んな沿岸漁業の従事者に対し呼び水として貸し付けるものとする。特に生活改善が沿岸漁業の経営の近代化と密接不可分な関係にあることにかんがみ、この資金の貸付けによる効果が漁業面にも現われることが期待できるような沿岸漁業者に対し、優先的に貸付けを行うものとする。

(6) 生活改善資金の貸付けに当たって配慮すべき事項等

生活改善資金の貸付けは、水産業普及指導員と協同し、男女共同参画等普及指導員の密接な指導の下に行うものとする。

なお、生活改善資金のうち貸付規則第2条第2項の表第3号に掲げる資金に係る事業計画書

(貸付規則様式第2号(その6))の水産業普及指導員及び水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う普及指導員の意見の欄については、当該資金が、婦人又は高齢者が共同して行う生産活動に係るものであることから、水産業普及指導員と男女共同参画等普及指導員との連絡の下に記入するものとする。

3 青年漁業者等養成確保資金

本資金は、最近における沿岸漁業の従事者の減少及び高齢化の進行にかんがみ、沿岸漁業の今後の健全な発展を図るため、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が、近代的な沿岸漁業の経営を担当する者又は漁業技術に従事する者にふさわしい者となるために必要な経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長しようとするものである。

(1) 借受主体

本資金の借受主体は、研修教育資金(貸付規則第2条第3項の表第1号に掲げる資金)にあつては、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者又は漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者であり、高度経営技術習得資金(貸付規則第2条第3項の表第2号に掲げる資金)及び漁業経営開始資金(貸付規則第2条第3項の表第3号に掲げる資金)にあつては、青年漁業者又はその組織する団体である。

(2) 青年漁業者等の要件

ア 青年漁業者とは、現に沿岸漁業に従事しているか、又は近く沿岸漁業に従事することが確実であり、かつ、沿岸漁業の経営を行っているか、又は将来沿岸漁業の経営を行おうとする者である。また、その年齢は、おおむね18歳から40歳までとする。

イ 青年漁業者の組織する団体とは、実践的な沿岸漁業研究グループ等であり、かつ、青年漁業者がその構成員の過半を占めているものである。

ウ 漁業労働に従事する者とは、現に漁業労働に従事している者のほか、現在は漁業労働に従事していないが、近く漁業労働に従事することが確実と見込まれる者である。また、その年齢は、おおむね18歳から50歳までとする。

エ その他の漁業を担うべき者とは、青年漁業者及び漁業労働に従事する者以外の者であつて、近代的な沿岸漁業の担い手となることを目指して向上の途上にある者である。

オ 漁業経営開始資金の借受主体は、青年漁業者又はその組織する団体とされているが、漁業労働に従事する者であつて、かつ、同時に青年漁業者に該当する者もあり(例えば、漁業離職者の一部等がこれに該当すると考えられる。)、このような漁業労働に従事する者については、青年漁業者としては、おおむね18歳から50歳までの漁業労働に従事する者を含める。

カ 本資金の貸付けに当たっては、この制度が水産業改良普及事業との連携によって十分な目的達成が可能となるということにかんがみ、水産業普及指導員の密接な指導の下に行うものとする。

(3) 研修教育資金

貸付規則第2条第3項の表第1号の「農林水産大臣が定める基準に適合するもの」は、次のとおりとする。

ア 研修の期間及び機関等

(ア) 原則として5日以上の間国内研修であつて、水産庁長官が別に定める基準に従い、沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受けるものであること。

(イ) 水産庁長官が別に定める基準とは、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修若しくは県が推薦する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。

(ウ) 原則として30日を超える期間の国外研修であつて、水産庁長官が別に定める外国の教育・研修機関において、又は当該外国の受入れ機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。

(エ) 水産庁長官が別に定める外国とは、次のとおりとする。

アイスランド	イタリア	タイ	ノルウェー	アメリカ	カナダ
中国	フィリピン	イギリス	ロシア	デンマーク	オーストラリア
ニュージーランド					

イ 貸付内容

本資金の貸付内容は、旅費、教材費、授業料、視察費等とする。

ウ 研修対象者

本資金による研修対象者は、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者であつて、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (ア) 漁業技術等を沿岸漁業に従事しながら学ぶことに堪える能力、体力を有すること。
- (イ) 研修終了後において沿岸漁業に従事することが確実な者であること。
- (ウ) 共同生活に適応できること。

エ 水産業改良普及組織の指導

- (ア) 借受者に対しては、研修前の指導を十分行うとともに、研修期間中は研修機関等又は当該研修機関等を管轄区域に含む水産業改良普及組織と連携してその指導に当たるものとする。
- (イ) 研修終了後は、就漁指導又は営漁指導を重点的に行い、漁業経営開始資金の貸付け等、必要に応じその資金援助についても配慮し、漁業者としての成長段階に応じた指導を行うものとする。

オ 研修終了報告

借受者は、研修終了後速やかに研修終了（事業実施）報告書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

なお、研修教育資金にあつては、この報告書をもって貸付規則第11条第2項の沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書に代えるものとする。

(4) 高度経営技術習得資金

貸付規則第2条第3項の表第2号の「農林水産大臣が定める基準に適合するもの」は、次のとおりとする。

ア 貸付条件

- (ア) 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであつて、経営能力の高度化に資するものであること。
- (イ) 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。

イ 貸付対象者

本資金の借受者は、青年漁業者又はその組織する団体であるが、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (ア) 情報関連機器又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の習得に意欲を有すること。
- (イ) 本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。

(5) 漁業経営開始資金

貸付規則第2条第3項の表第3号の「農林水産大臣の定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

ア 貸付条件

- (ア) 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。
 - a 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営
 - b 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営
 - c 将来、沿岸漁業経営を承継すると見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営
- (イ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。
- (ウ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。
- (エ) (ア)のa及びbの経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。

イ 貸付金の内容

本資金の貸付内容は、漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等経営に必要な一切の経費とする。

ただし、土地の購入費用及び次に掲げる経営に該当する場合における漁船の建造及び取得費用は、対象外とする。

(ア) アの(ア)のbに該当するものであって漁船を承継するもの

(イ) アの(ア)のcに該当するもの

なお、漁船に係る資金の貸付けに関しては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の適用のない漁船であっても動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）に適合していることを条件とする。

また、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けに関しては、漁船の安全を確保する観点から、第2の1の(2)のアのただし書及び第2の1の(10)のアの(ア)の規定の例によることとする。

ウ 借受主体

本資金の借受主体は、青年漁業者又はその組織する団体であって、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

(ア) 当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。

(イ) 沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操業方法をある程度習得していること。

エ 部門経営開始の形態

この資金をもって開始する部門経営の形態には、次のような事例が含まれる。

(ア) 父親等が多角的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その一部門を自らが責任をもって担うとき。

(イ) 父親等が季節的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その周年化を図るために、自らが責任をもって裏作部門を担うとき。

(ウ) 父親等が養殖の事業を営んでいる場合に、その種苗生産部門を自らが責任をもって担うとき。

オ 経営開始の実行

本資金の貸付けは、原則として経営開始の初年度に行うものとするが、単年度における過剰投資の防止、機械の効率的利用等の観点から、年次計画により資本装備の導入を行うことも可能とし、この場合においては3年以内に行うこととする。

カ 帳簿の備付け及び継続記帳の励行

本資金の借受者は、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行しなければならない。

なお、この場合において、帳簿は、青年漁業者にあつては、借受者の記帳能力に応じたものとするが、経営収支簿（様式第2号）程度以上のものとともに、青年漁業者の組織する団体にあつては、現金及び預貯金の収支状況の継続記帳並びに売掛帳及び買掛帳についても整備保管しておくこと。

キ その他

(ア) 本資金については、貸付金の額が相当多額であるので、償還の可能性について留意するとともに、借受者が「近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者」として養成確保される見込みがあるかどうかについて、借受者の能力、意欲等から総合的に判定するものとする。

(イ) 本資金については、借受者である青年漁業者の創意工夫と責任を尊重する建前であるが、貸付けに係る事業の運営は、あくまでも経営主と青年漁業者の相互間の理解の上で進められ、また、経営の開始に際し、経営主において資金的援助等が行われることは望ましいことであり、更に、将来にわたって経営主から経営権の部分的移譲が円滑に行われることを期待してよいところである。

第3 貸付計画

1 地方局は、毎年度、前年度の普及区域指導計画等普及指導上の資料に基づいて、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれについて、市町、漁業協同組合の意

向を踏まえ、翌年度の沿岸漁業改善資金の利用見通し等に関する計画を作成し、漁政課に提出するものとする。この場合において、生活改善資金に関する計画については、男女共同参画等普及指導員の意見を十分反映させるものとする。漁政課は、地方局から提出された貸付計画を調整のうえ、県の貸付計画を樹立するものとする。

2 貸付目標額の内示

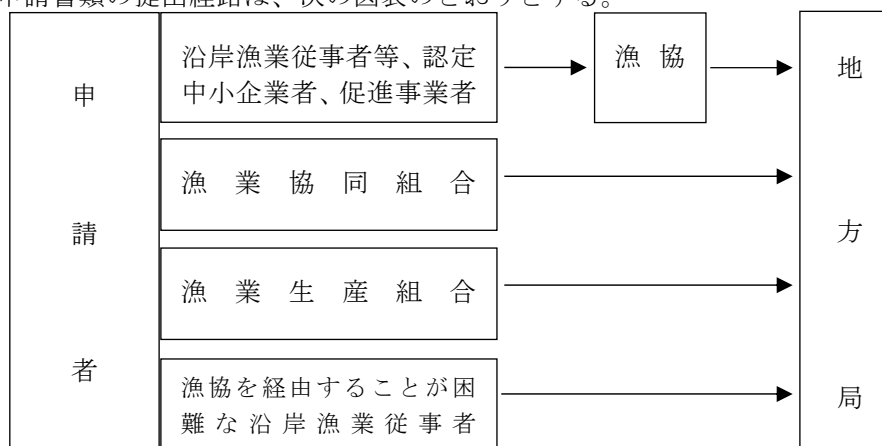
漁政課は、県の貸付計画について、農林水産大臣の承認を受けたのち資金別の貸付目標額を地方局毎に内示するものとする。

3 貸付計画の推進

地方局は、市町、漁協等と連絡を密にし、貸付目標額の達成、漁業者への技術指導及び「資金の適正運営」について趣旨の徹底を図るものとする。

第4 県による貸付けとその手続等

1 申請書類の提出経路は、次の図表のとおりとする。



2 申請書類の提出部数

申請書類の提出部数は、次のとおりであるが、事務取扱機関が定める部数以外に申請書類を必要とする場合には、事務取扱機関がその写しをとることとする。

- (1) 申請者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請書類正本1部、副本2部
- (2) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁協を経由することが困難な沿岸漁業従事者の場合は、申請書類正副2部

3 貸付資格認定申請書及び借入申込書（以下、「貸付資格認定申請書等」という。）の提出

県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、貸付資格認定申請書等を知事に提出するものとする。

4 貸付資格認定申請書の整備指導

- (1) 万円単位で申請させること。原則として5万円未満の申請者は、自己資金で調達するものとする。
- (2) 申請に係る事業費は、カタログ等記載の定価をそのまま転記することなく、見積書を徴し確定した事業費を転載するものとする。

5 貸付資格認定申請書の添付書類

- (1) 貸付資格認定申請書には、カタログ、品目を列記した見積書（関係図面も含む。）を添付するものとする。申請者が団体の場合は、定款（規約）、借入れに関する総会及び役員会の事業計画議事録の写しを添付する。
- (2) 申請者が兼業として釣宿の経営等を行っている場合にあつては、沿岸漁業と遊漁船業等沿岸漁業以外の事業とを区分した収支状況や稼働日数等の沿岸漁業に従事する申請者としての適確性を判断するための資料を添付する。

6 貸付資格認定申請書に関する事務処理

(1) 貸付資格認定申請書の審査

知事は、次の諸点に留意して貸付資格認定申請書の審査を行う。

ア 貸付資格認定申請書に記載された事業量、対象機器等、事業費等の審査

イ 貸付資格認定申請書に記載された事業計画が、法令、通知等に適合しているかどうかの審査

ウ 申請者の経営内容、資産状況、負債状況等からみて債権保全上好ましいものかどうかの審査

(2) 運営協議会への補足資料の添付

知事は、本資金の貸付資格認定申請書を受理した場合には、経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ次に掲げる事項を判断し、必要な場合は、これらについての補足資料を添えて運営協議会に提出するものとする。生活改善資金にあつては、事業計画書（貸付規則様式第2号（その5））に男女共同参画等普及指導員の意見を記するものとする。

ア 貸付資格認定申請書（申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農工商等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。以下同じ。）が、当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて、必要かつ可能であるかどうか。

イ 当該資金の導入後の事業運営が、適正かつ円滑に行われると予想されるかどうか。

ウ 貸付資格認定申請者が、近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と意欲を十分に備えているかどうか（青年漁業者等養成確保資金に限る。）。

エ 貸付資格認定申請書が、沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業改良普及組織の集団指導の対象として適当な規模、実体を有するかどうか。

7 同一の借受者に対する貸付回数

同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けは、原則として貸付内容（自動操だ装置等ごとの種類をいう。）ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（NOx）等）の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合

(3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合

(4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合（ただし、この場合2回を限度とする。）

(5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合

(6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合

(7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であつて、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合

(8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合

(9) 研修教育資金の国内研修の場合（ただし、この場合2回を限度とする。）

(10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

8 貸付資格の認定及び貸付けの決定

知事は、貸付資格認定申請書等を受理したときは、沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を参考として審査を行い、貸付資格の認定及び貸付決定を行う。なお、この場合において、生活改善資金にあつては、地域農業育成室と合議するものとする。

9 貸付資格認定書及び貸付決定通知書（以下、「貸付資格認定書等」という。）の送付

貸付資格認定書等については、貸付規則に定めたとおり送付するとともに、地方局水産課は貸付資格認定書等の写しを漁政課に送付する。また、生活改善資金にあつては、地方局水産課から所轄の地域農業育成室へ貸付決定一覧表（様式第5号）を送付するものとする。

10 貸付資格認定連絡書及び貸付決定連絡書（以下、「貸付認定連絡書等」という。）の送付

貸付認定連絡書等については、貸付規則に定めたとおり送付する。

11 借用証書の提出

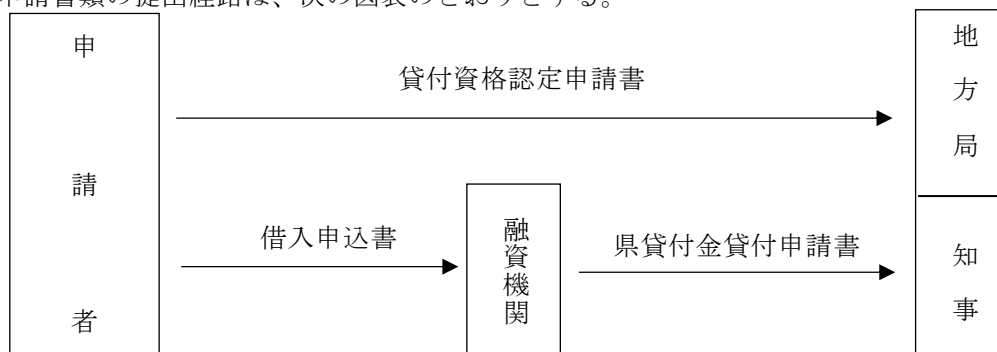
貸付決定通知書の送付を受けた申請者は、借用証書に印鑑証明（連帯保証人を含む。）を添え、貸付決定の日から30日以内に漁協、県信漁連を経由して知事に提出するものとする。30日以上経過してなお提出しない場合は、借受けの意思がないものとして処理するものとする。

第5 保証人又は担保

- 貸付規則第6条第3項の「別に定めるところ」は、次のとおりとする。
 - 申請者は、借入金の額が400万円未満の場合には2人以上、借入金の額が400万円以上の場合は3人以上の連帯保証人をたてるものとする。
 - 連帯保証人の住所については、債権回収の便を考慮して、申請者と同一漁協の区域内に住所を有するものとする。
- 申請者が、団体である場合には、次に掲げる者のうち、当該借受けによって受益する者を当該団体の連帯保証人に立てるものとする。
 - 申請者が沿岸漁業従事者等である場合のその構成員たる沿岸漁業の従事者
 - 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合のその構成員
- 青年漁業者等養成確保資金を借受けようとする場合は、現に漁業を自ら営む経営主（一般に父又は母）を必ず保証人の一人に加えるものとする。
- 連帯保証人は、弁済能力を有するものであること。この場合において債権保全上必要と判断したときは、組合の理事を保証人に加えるものとする。
- 保証人の追加及び変更
申請者は、知事が連帯保証人の追加を必要と認めて請求したときは、連帯保証人追加届（様式第3号）を漁協及び信漁連を経由して知事に提出するものとする。
- 申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供しようとする場合には、あらかじめ県に協議するものとする。

第6 融資機関による貸付けとその手続等

- 申請書類の提出経路は、次の図表のとおりとする。



なお、貸付資格認定申請書の提出経路については、県による貸付けの場合と同様とする。

- 貸付資格認定申請書等の提出
融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、貸付資格認定申請書を地方局に、借入申込書に認定申請書の写し（認定を受けている場合にあつては認定書の写し）を添え、融資機関に提出するものとする。この場合、地方局宛の貸付資格認定申請書には、融資機関に提出した借入申込書の写し及び第4の5に定める書類を添付するものとする。
- 貸付資格認定書及び貸付資格認定連絡書の送付
貸付資格認定書及び貸付資格認定連絡書については、貸付規則に定めているとおり送付するとともに、地方局水産課は貸付資格認定書の写しを漁政課に送付する。また、生活改善資金にあつては、地方局水産課から所轄の地域農業育成室へ貸付決定一覧表（様式第5号）を送付するものとする。
- 県貸付金貸付申請書の提出
融資機関は、県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書を提出するものとする。
- 県貸付金の貸付決定
知事は、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書を交付するとともに、その写しを地方局水産課に送付する。
なお、貸付けをしない旨の決定をしたときも、同様とする。
- 借入申込者に対する通知

融資機関は、知事から沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し資金貸付決定通知書を交付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を借入申込者に通知するものとする。

7 県貸付金の交付

融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書（様式第 11 号）に沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（貸付規則様式第 11 号）を添えて提出し、それを受けて、知事は県貸付金を融資機関に交付するものとする。

8 資金借用証書

融資機関は、借受者との貸付契約を沿岸漁業改善資金借用証書（貸付規則様式第 8 号）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

なお、借受者は、当該借用証書に印鑑証明書を添えて融資機関へ提出し、融資機関はその写しを知事へ提出するものとする。

9 借入申込者への貸付け

融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借入申込者に対して既存の債権の償還条件等の変更をしてはならない。

10 知事への報告

融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務遂行が困難となった場合

第 7 事業の実施

1 本資金の借受けに係る事業完了の時期

借受者は、貸付規則第 12 条第 1 項の規定に基づき貸付金の交付後 3 箇月以内（漁業経営開始資金にあっては 6 箇月以内）に事業（貸付金の使用をいう。以下同じ。）を完了するものとする。ただし、当該期間内に事業を完了することが困難な場合には、事業完了延期願（様式第 6 号）を貸付決定機関に提出し、承認を受けて事業完了時期を延期することができる。

なお、この場合において、事業完了が著しく遅延することとなる場合には、期限前償還をさせ、その事業実行が確実となる時期に再度貸付けを行うものとする。

2 事業計画の変更

借受者は、次の各号に掲げる変更を行おうとするときは、貸付事業計画変更申請書（様式第 7 号）を貸付決定機関に提出し、承認を受けることとする。

- (1) 事業費の変更
- (2) 事業量の変更
- (3) 機械の型式又は名称
- (4) 施設の機能又は規模の変更

3 事業実施報告書等の提出

(1) 借受者は、貸付規則第 12 条第 2 項の規定により知事に提出する事業実施報告書（貸付規則様式第 12 号）の作成部数は 3 部とし、事業実施報告書の裏付けとなる領収書（写し）等を添付するものとする。生活改善資金については、地方局水産課は事業実施報告書の写しを管轄の地域農業育成室へ送付するものとする。

なお、研修教育資金にあっては、研修終了報告書（様式第 1 号）をもって事業実施報告書に代えるものとする。

(2) 融資機関は、貸付規則第 12 条第 2 項の規定により事業実施報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書（貸付規則様式第 13 号）に、事業実施報告書の写しを添え、知事に提出するものとする。

4 貸付金交付前の事業実施

借受者が事業を実施する場合は、原則として貸付金の交付を受けてから事業に着手することとなっているが、やむを得ない理由により貸付金の交付前に事業を開始する場合は、貸付事業実施届出書（様式第 8 号）を貸付資格認定申請書に準じ提出し、知事の承認を受けて事業を着手することができる。

5 融資決定機関は、次の諸点に留意して事業実施報告書等の審査を行うものとする。

- (1) 事業実施報告書等記載事項についての審査（契約書、品目を列記した納品書、請求書、領収書の審査を含む。）
- (2) 現地の事業実施状況の確認（特に漁業経営開始資金）
- (3) 実績事業費が貸付金額を下回る場合の当該差額の繰上償還又は期限前償還の徹底
- (4) 対象外貸付け、事前着工、目的外使用、事業未実施等に留意して、必要な証拠書類を十分徴収し、機器等の購入、設置時期等の事実確認を十分行うこと。

6 水産業普及指導員及び男女共同参画等普及指導員の指導

現地において直接借受者に接して普及指導に当たる水産業普及指導員又は男女共同参画等普及指導員は、借受者（借受者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農工商等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。以下同じ。）に対し貸付前のみならず貸付後の事業実施及びその後の事業活動について積極的な指導援助を行うものとする。また、事業の趣旨に沿った貸付けとなるよう、目的外使用等不適切な貸付けの防止の観点からも、貸付事業の導入目的の達成状況等について評価を行う。この事業の一環として借受者からの事業実施報告書の提出後、当該借受者に関する調査書（様式第9号）を速やかに作成することとする。調査書の記入に際しては、次のことに留意するものとする。

(1) 事業計画と実績

貸付対象事業（施設、機器、資材の規模、数量、型式等）について、確実に事業が実施されているかどうか、現地確認をすること。

(2) 指導経過

申請時から報告月日までの指導内容を具体的に記入することとし、特に新技術の導入又は漁業後継者の定着を図るうえで問題があった場合には、その状況とそれを解決した方法を簡単に記入すること。

(3) 事業内容の適否

否と判断するときは次のような場合とし、この場合は、報告以後も沿岸漁業従事者等を指導するものとする。

ア 事業量が不足しているとき。

イ 貸付対象以外の施設、機械、資材等を購入しているとき。

ウ 貸付対象になった施設、機械、資材等の利用状況が悪いとき。

エ 事業が貸付後3箇月以内（第7の1の項のただし書きで承認を受けたものはその期間内）に完了していないとき。

オ 青年漁業者等養成確保資金において当初計画どおり経営の成果があがっていないとき。

カ 青年漁業者等養成確保資金（研修教育資金を除く。）において経営収支簿を記帳していないとき。

キ その他沿岸漁業改善資金制度の趣旨からみて、貸付けそのものが違法又は不当と認められるとき。

(4) 今後の指導留意事項

ア 事業の達成状況を踏まえて具体的指導事項を記載するなど、貸付事業の確認に資するようにし、指導等の実効性を高めるよう十分な調査を行うこと。

イ 指導により改善し得る場合は、今後の指導方法と指導上の問題点を、改善し得ない場合は繰上償還等の措置について記入するものとする。

7 知事は、完了報告書を受理したときは事業の内容を検討し、貸付状況について検査指導を行うものとする。

第8 償還金の収納事務

1 県が直接貸し付ける貸付金の償還金の収納期日は、次のとおりとする。

償還回数	償還期日
第1回	5月20日
第2回	7月20日
第3回	9月20日
第4回	11月20日
第5回	1月20日

ただし、償還金の収納期日が、愛媛県の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1

項第1号及び第2号に規定する県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもって、償還金の収納期日とみなす。

- 2 県は、貸付金に係る納入通知書等の通知を信漁連を通じて、それぞれ借受者に通知するものとする。借受者から漁協、信漁連を通じて繰上償還届（様式第10号）の提出があった場合も同様に納入通知書を発行するものとする。

なお、特別償還（繰上、一部）の場合には、その旨を地方局等に通知する。

3 償還方法

償還方法は、原則として均等償還とし、償還金額は千円単位で、端数を生じる場合は、第1回の償還年次で調整するものとする。

第9 資金管理

- 1 信漁連は、県から送付された沿岸漁業改善資金を別段預金口座に振り替え、貸付規則第9条の規定により借受者から借用証書を受領したときは、その用途を確認のうえ借受者の口座に振り替え支払うこととし、その証拠書類（納品書、請求書、領収書等）は、資金の返済の最終年度まで一括整理保管するものとする。

2 預貯金口座の開設

借受者に対する貸付金の交付は、信漁連の沿岸漁業改善資金口座から借受者の預貯金口座への振替送金で、また、償還金の償還は、この借受者の預貯金口座から信漁連の沿岸漁業改善資金口座への振替送金で、それぞれ行うものとする。

第10 期限前償還

- 1 県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に当該貸付けをした者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求するものとする。

(1) 貸付資格の認定が取り消されたとき。

(2) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

(3) 貸付金で設置した貸付対象となる機器等の譲渡、交換、貸与又は使用の中止等により、貸付目的を達成できなくなったとき。

(4) 貸付決定に係る漁業経営の一部又は全部を廃止したとき。

(5) 償還金の支払いを怠ったとき。

(6) 前5号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

- 2 前項の規定は融資機関について準用する。

- 3 融資機関は、第1項の規定による期限前償還金を受領した場合は、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に沿岸漁業改善資金繰上償還届（様式第10号）を提出するものとする。

第11 違約金

- 1 県は、借受者が支払期日に償還金又は法第9条の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、貸付金の確実な償還を担保するため、償還の履行遅滞に対する損害賠償の意味のほか、契約違反に対する制裁の意味をも含めて、違約金（年12.25パーセント）を徴収する。

- 2 前項の規定は融資機関について準用する。

- 3 県は、融資機関が支払期日に償還金又は貸付規則第11条第15号の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、貸付金の確実な償還を担保するため、償還の履行遅滞に対する損害賠償の意味のほか、契約違反に対する制裁の意味をも含めて、違約金（年12.25パーセント）を徴収する。

第12 支払の猶予

- 1 借受者の償還能力に不測の変動が生じた場合には、県は償還金の支払いを猶予することができる。

この県が支払いの猶予をなし得るやむを得ない理由は、災害のほか、一般的に借受者の償還能力に影響を及ぼす度合いの強いとみられる借受者（その者が団体である場合にはその団体を構成する個人）又はその者と生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷である。災害には、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象及び病虫害のほか、火災及び盗難等も含まれる。

なお、この支払猶予の理由に該当する場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であると認

められないときは、支払猶予を行わない。

2 支払猶予の申請は貸付規則に定めているが、知事に提出する場合の提出部数は貸付資格認定申請に準ずるものとし、知事が指定する証明書は次のとおりとする。

- (1) 風水害、地震等の自然的災害及び死亡にあつては、市町長の証明書
- (2) 赤潮、海水汚染及び海水異常現象にあつては、漁業協同組合長の証明書
- (3) 火災にあつては消防署長の証明書
- (4) 盗難にあつては警察署長の証明書
- (5) 疾病にあつては医師の証明書

3 融資機関は、貸付規則第 14 条の規定により資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書（貸付規則様式第 19 号）に当該資金支払猶予申請書の写しをそえ、知事に提出すること。

第 13 補助残融資

本資金は、補助金及び一般の沿岸漁業関係制度融資のいずれでもない奨励制度ともいうべきものであり、補助行政によらないで沿岸漁業従事者等の自主性を助長することを基本としているので、この資金を国の補助残融資（各種補助対象事業経費のうち当該補助金の残額に対する沿岸漁業改善資金の貸付け）として使用することは認めない。

第 14 末端機関等に対する啓もう指導

本制度の目的を達成するためには、特に水産業改良普及組織等と市町、漁業協同組合その他関係機関との緊密な協力が必要であり、また、末端関係機関等が沿岸漁業改善資金の趣旨をよく理解し、協調して一体となって運用されなければならないので、普及組織は、関係機関に対する啓もう指導に一層の努力を払うとともに、沿岸漁業従事者には、講習会、現地指導等現地の実態に即した方法により制度の趣旨及び内容の普及徹底等の措置を構ずるものとする。